

取扱区分：「公開」

平成28年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年7月8日(金) 午前10時01分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成28年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年7月8日(金) 午前10時01分 ~ 10時42分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第24号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
報告第36号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第37号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第38号	非農地証明について	5件
報告第39号	農業生産法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第6番	大 江 静 人 君	第7番	弘 中 壽 君
第8番	江 波 一 男 君	第9番	田 中 榮 作 君
第10番	野 村 一 男 君	第12番	笠 井 保 雄 君
第13番	松 岡 清 治 君	第14番	藤 井 澄 子 君
第15番	大 田 幹 代 君	第16番	歳 光 時 正 君
第17番	杉 村 洋 治 君	第18番	藤 井 允 雄 君
第19番	福 田 栄 司 君	第20番	山 崎 弘 子 君

第21番 林 定子 君
第22番 村 木 実 君
第23番 松 田 孝 行 君
第24番 山 崎 光 夫 君
第25番 水 井 規 雅 君
第26番 秋 貞 啓 子 君
第27番 白 石 純 治 君
第28番 有 馬 俊 雅 君
第29番 小 林 一 雄 君
第30番 高 橋 恵 君
第31番 岩 田 学 君 (職務代理者)
第32番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第5番 椎 木 人 志 君
第11番 藤 井 孝 君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局 長 茅 原 道 夫
次 長 藤 井 豊
次長補佐 吉 原 浩 子
書 記 桐 山 昌 栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、事務局よりひとつお願いがございます。

携帯電話につきましては、総会に入る前、必ず切っていただくかマナーモードでの対応をお願いいたします。以上よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番 椎木 人志委員、第11番 藤井 孝委員の2名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時01分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成28年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、大江 静人委員さん、第31番、岩田 学委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第22号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。

それでは、1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1,310平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で後継者がいなく耕作できないことから譲り渡すとされ、譲受人は、相手からの申し出により、また、申請地が自宅に近いことから今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況、通作距離等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は155アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は畑として、さつまいも、ばれいしょ等、野菜類を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

7番の●●です。この農地につきましては、大体、従来から野菜作型の農地であり、従来も譲渡人が作られており、また、譲受人も取得以後野菜を主体に栽培していきたいということです。譲受人には先般出合いしてお話をお

聞きしました。また、譲渡人につきましては電話で聞いたところです。そのようなことから、以後この農地については十分に利活用されることに間違いないと確信を得ております。以上、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第23号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお開きください。議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●県に本社があります介護福祉事業者でございます。

今回の申請地につきましては、介護施設を目的とした地域密着型認知症対応型居宅介護施設を建設するものでございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から南西に500メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、周南市大字●●●●●字●●●●404番1、地目は田、地積は1,454平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図、立面図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

こちらが、立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水道管の2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にある第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づき、宅地開発事業計画書が申請中でございます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については公共下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。第1番について、去る7月4日に現地を確認すると

もに譲受人と譲渡人の両者の代理人に確認しましたので報告いたします。現
地は、今説明にありましたように雑草が繁茂している状況であり作物は植え
られていない状況です。当該地の西側にはスーパー、東側は、野菜等が植え
られた土地となっております。本件は、譲受人が●●市の高齢者プランに
基づき公募のあった地域密着型サービスの拡充に応募し、選定を受けたもの
であり、具体的には、認知症対応型共同生活介護の施設を建築するために申
請地を購入されるものでございます。譲受人は、介護事業等を行う会社で、
市の公募にのっとり適地を探されていたということでございます。譲渡人は、
今後も耕作の予定がないことや譲受人からの要望により売買に同意したと
のことでもございました。必要書類等も添付されており特に問題はないかと思
いました。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは続きまして2番についてご説明いたします。

申請人は、●●に事業所がありますヘアリングゴムの製造加工生産業を
行っている事業者でございます。

申請地は、隣接する宅地にある建物を作業所とし、そこに勤める職員及び
内職者の駐車場及び駐輪場を整備するものです。

また、譲渡人は●●に居住しており、農業後継者もないことから、今回

の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から北東に約4キロメートル進んだところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●●1750番7、地目は田、地積は143平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、集団的に存在している第1種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地等を供することが必要であり、面積割合が3分の1を超えないものに該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地ということで、3月の総会で、既にご審議をいただいた案件で、平成28年3月31日付で●●●からの除外の内定通知を受けております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水の放流先につきましては、道路側溝への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。第2番について、去る7月3日現地調査したことをご報告いたします。なお、申請人は遠隔地のため電話にて意思確認、内容調査をしました。この議案は、先程説明がありましたように以前、農用地除外で申請されたものです。申請地の説明は省略させていただきます。地目は田で、143平方メートル、現況は写真にありましたように背丈くらいのカヤと雑草が繁茂しておりました。譲渡人は、隣接する空家と共に両親から譲り受けたもので、現在遠隔地に住んでいるため管理できずに耕作放棄地となっていたものです。隣接する空家は今回の譲受人の所有となっていて、この場所でヘアリング等の製造加工する建物として使用するそうです。この申請地を駐車場として利用したいとのことで譲り受けることにしたということです。申請地は、住家の前にあり他の農地からも独立し、狭小な農地でもあり、駐車場もないことから段差もなく造成せずそのまま使用できることから他の農地に与える影響もなく事業計画書、位置図、資金計画書、被害防除計画書も添付してあり問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

事務局次長

議案第23号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番について事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、次に3番についてご説明いたします。

申請人は、市内に在住されている方です。高齢となった親の面倒を見る必要があるため、実家に近い申請地を父から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から北東に約1.1キロメートル進んだところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●●●●640番5、地目は田、地積は465平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図、立面図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

続きまして、平面図でございます。こちらが立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められており、第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については公共下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。第3番について、去る7月3日申請人と現地で意思確認並びに調査したことをご報告いたします。申請地は、説明にもありましたように、国道●号線、●●市●●の国道沿いに約100メートル東側に入ったところす。地目は田で、面積は分筆され、640-5で465平方メートル、現況は雑草が生えておりました。この農地は、長く耕作放棄地となっており、所有者が年2、3回程度草刈りをされて管理されておりました。2、3日前も草刈りをされておられました。所有者は、この農地以外にも農地があり稲作、野菜栽培をされていますが、高齢でもあり人手も足りず、また、作業委託先も見つからず、耕作放棄地となっていたとのことす。今回は、親子間の使用貸借で借受人の息子さんが現在近くに貸家住まいで、間もなく子供さんが生まれる予定であることと将来両親の面倒を見る必要があるため、実家に近い申請地を父から使用貸借し自己用住宅を建築することにしたということす。なお、申請地以外に自己及び両親の所有地で必要面積を確保できる土地がなかったため申請されました。申請地の周囲は、南側は市道、西側は工場、東側は父の所有地、北側は他人の土地で隣接する土地の所有者

には説明、了解を得ているとのこと。なお、申請書には資金計画書、事業計画書、排水計画図、平面図、立面図が添付され、被害防除計画書に添って調査しましたが、問題もなく周辺農地に与える影響もないと思います。以上特に問題なることはないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第24号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成28年7月8日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が2件、編入が1件でございます。

議長

それでは、この諮問につきましては、農林課の●●●主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えており

農林課

ますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●●主査、1番につきまして、説明をお願いいたします。

それでは、議案第24号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、5月末までに、2件の除外、1件の編入の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、各案件の説明をいたします。

まず、1番の除外の案件について説明をいたします。場所は、●●地区、目的は進入路です。本件は、要介護者がデイサービスを利用する上で、現況の通路が狭く、介護車両の進入が困難であるため、通路を拡幅し、車両が門前まで進入できるように整備したいとのことで、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●●●支所から西に約3.3キロメートルのところに位置し、国道●号線から●●方面に市道●●●●線を約2キロメートル進んだところとなります。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが、周辺図です。申出地の登記地目は畑で、登記面積は41平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、分間図です。申出地の北側は里道を挟んで宅地、西側及び南側は市道、東側は雑種地と里道を挟んで農地と宅地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。南から北の方向へ撮った写真です。

説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第13番

第13番の●●です。1番について、去る6月29日に現地調査をいたしましたので報告いたします。なお、申請人とは、電話で確認しました。申請地は三方を道に囲まれた小さい畑で、長いこと利用されておらず雑草が生えていました。また、既存の進入路は、幅が2メートルくらいしかなく、車両の進入は厳しい状況でした。周りの農地へ与える影響もなく問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

続きまして、2番の除外の案件について説明いたします。場所は●●地区、目的は一般住宅です。本件は、申出者の娘婿が、借家からの住み替えにより住宅を申出地に隣接する白地農地と一体利用し、建築したいとのことで、自己所有地で申出地以外に他に適地がないため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●支所から南に約2.1キロメートルのところに位置し、国道●●●号線から●●方面に市道●●●●●●号線を約800メートル進んだところとなります。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが、周辺図です。申出地の地目は田で、登記面積は51平方メートル

ルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、分間図です。申出地の北側及び東側は市道、南側及び西側は農地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。北から南の方向へ撮った写真です。

説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。調査報告をいたします。去る7月3日に、申請人と現地にて立会し、変更申出書並びに事業計画書に基づき調査をいたしました。申請地の現況でございますが、棚田であり大変水源に乏しく現在は休耕状態で、適正に自己保全管理がなされている状況でございます。変更申出書及び事業計画書、また、被害防除計画書も現状にあった内容であり、なおかつ、周辺農地は全て申請人の所有地でございます。現在、進行中の●●地区は場整備事業も申請地を含む一町は除外されております。以上の事から今回の議案第24号の2番については問題ないと考えますし、当地でも人口減少が進む中において、若い家族が地元に戻り住宅を建て、なおかつ農業を手伝うということは、地元にとっても歓迎すべきことだと考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、3番について、ご説明をお願いいたします。

続きまして、3番の編入の案件について説明いたします。場所は●●地区、目的は農地売買支援事業の活用であります。本件は、新規就農予定者が経営継承するにあたり、引き続き果樹園としての経営が継続的に行われることが見込まれ、対象となる農地に農用地区域の指定があることが事業の要件ともなっているため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●支所から南西に約2.2キロメートルのところに位置し、国道●●●号線から●●方面に県道●号●●●●線を約1.7キロメートル進んだところとなります。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが、周辺図です。申出地は、山813番1の地目が山林で、登記面積は422平方メートル、山836番1の地目が山林で登記面積は533平方メートル、2912番3の地目が田で登記面積は320平方メートル、2914番1の地目が原野で登記面積は476平方メートル、2914番2の地目が山林で登記面積は1,547平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、分間図です。申出地の北東側は農地、南東側は県道、南西及び北西は山林にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。まず、1枚目は2914番1と2914番2を北東から南西へ、2枚目は山836番1を西から東へ、3枚目は山813番1を東から西へ、4枚目は2912番3を北東から南西へ撮った写真です。

説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに編入に関しての意見をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。3番の案件につきまして、7月4日に申出人と現地に調査をいたしましたので報告いたします。申出者は、長年、梨・ぶどうの観光農園を経営しておりましたが、この度、高齢のため同農園に2年間研修生として入られていました方に経営を継承することになりました。そこで、農地売買支援事業を活用することになり、農業振興地域への編入の申出をされました。現地では4、5種類のぶどうが隙間なく植えられており、長期的に耕作することが認められ効率よく営農活動が行われると考えられます。また、新たに継承される方も夫婦そろって熱心に意欲的に梨・ぶどうの耕作に従事されており、今後の活躍も大いに期待されます。以上のことから今回の編入の申出は問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号3番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第36号「農地法第4条の規

定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第36号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第37号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第37号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第38号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は5件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第38号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第39号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第39号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第39号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第7

回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時42分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年7月8日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 山田学

委 員 大江静人